



答申第36号
平成18年8月25日

大阪府知事
太田房江様

大阪府環境審議
会長 南



第9次鳥獣保護事業計画の改定について（答申）

平成18年8月25日付け動畜第2051号で諮問のあった標記については、別紙（案）の内容で妥当であると答申します。



動 蓄 第 2 0 5 1 号
平成18年8月25日

大阪府環境審議会 会長 様

大阪府知事 太田



第9次鳥獣保護事業計画の改定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、第9次鳥獣保護事業計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事は環境大臣が同法第3条により定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本指針」に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（鳥獣保護事業計画）を定めることとされています。

現行の第9次鳥獣保護事業計画は、「人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全」を基本とし、「自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」を目的に、大阪府自然環境保全審議会の答申を経て、平成18年度までの5年間を計画期間として、平成14年3月に策定したものです。この計画においては、銃猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のために銃猟を禁止する必要がある区域として、銃猟禁止区域の指定計画についても掲げています。

大阪府としては、市街化の進展や野外レクリエーションの増加に伴う銃猟の危険予防を図るため、平成18年度において銃猟禁止区域の指定に係る鳥獣保護事業計画の改定を行うこととし、同法第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

「第9次鳥獣保護事業計画（平成14～18年度）の改定」の諮問について

(1) 鳥獣保護事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考え方や施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県知事が銃猟禁止区域の指定計画等を定める5カ年の計画。

(2) 銃猟禁止区域

銃器を用いて行われる狩猟の危険性から人や財産を守るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、審議会や合議制の機関の意見を聴いた上で、計画的に都道府県知事は銃器を用いて行う狩猟を禁止する地域を設定することができるとされている。

(ただし、わなや網による狩猟は可能。)

大阪府では、地元や猟友会等関係団体の同意を得て、市町村から申請される地域について10年を期間として指定。

(大阪府銃猟禁止区域等設定要領)

(3) 指定計画の追加

2地区 計約670ha (泉佐野市、河南町)

(4) 年度別指定実績

年度	指定区域	面積 (ha)	箇所数
平成14年度	第9次計画終了時の銃猟禁止区域	114,640	77箇所
平成15年度		777	3箇所
平成16年度		2,389	4箇所
平成17年度		16,058	9箇所
平成18年度		5,098	6箇所
平成18年度追加		670	2箇所

諮問内容

銃猟禁止区域の改定 (追加) (案)

①【泉佐野中銃猟禁止区域】

指定年度 平成18年度
所在地 泉佐野市日根野ほか
名称 泉佐野中銃猟禁止区域
指定面積 約660ha
指定期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
指定区分 新規指定
理由 樫井川周辺における森林ボランティアと狩猟者とのトラブルの発生や狩猟の散弾銃の弾が工場の屋根に落下するという事故の発生により、狩猟期間開始（平成18年11月15日）までに、同区域を銃猟禁止区域に指定するもの。

②【石川銃猟禁止区域】

指定年度 平成18年度
所在地 河南町一須賀ほか
名称 石川銃猟禁止区域
指定面積 約10ha
指定期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
指定区分 再指定
理由 当地区では、第7次鳥獣保護事業計画（平成4～9年度）において平成18年10月31日までの指定期間であるが、近年、宅地開発の進行による安全性への意識の高まりから、引き続き再指定するもの。

第9次鳥獣保護事業計画改定（銃猟禁止区域追加）位置図

泉佐野中銃猟禁止区域
(泉佐野市)



石川銃猟禁止区域
(河南町)

